

## 【公開用】変更箇所一覧 (R8.4)

### 01\_本三地区

No.	更新箇所	更新の具体的な内容	地域計画の達成に支障がない事由
1	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	農地法3条に基づき権利移転した農地を反映する。 (計: 17,449㎡)	農業委員会の承認を受け公告されたもの。
2	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	農地中間管理事業法(機構法)に基づき権利移転した農地を反映する。(計: 4,053㎡)	農業委員会の承認を経て、県から認可公告されたもの。

### 02\_越場・下鹿妻地区

No.	更新箇所	更新の具体的な内容	地域計画の達成に支障がない事由
1	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	農地中間管理事業法(機構法)に基づき権利移転した農地を反映する。(計: 10,349㎡)	農業委員会の承認を経て、県から認可公告されたもの。
2	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	農地転用を行った農地を目標地図から除外する。 (計: 492㎡)	農業委員会の承認を受け公告されたもの。
3	・別紙1	経営体(担い手)の名称の変更(1件)	経営移譲による変更であり、経営規模は維持されていることから、地域計画の達成に支障はない。
4	・様式第5-2号 ・別紙1	経営体(担い手)の削除(1件)	営農実態が確認できないため削除するもの。
5	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	経営体(担い手)の追加(2件)	機構法貸借により地区内農地の耕作権を取得したため。

### 03\_太田地区

No.	更新箇所	更新の具体的な内容	地域計画の達成に支障がない事由
1	・様式第5-2号	老朽化した共同利用施設を解体・新設する新基本計画実装・農業構造転換支援事業の活用について、任意記載事項に登載する。	当該事業の実施による水稻生産体制の強化、営農指導や新技術導入支援、農地集積・集約の推進等を目的として、岩手中央農業協同組合と市が締結した覚書に基づくもの。
2	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	農地法3条に基づき権利移転した農地を反映する。 (計: 16,979㎡)	農業委員会の承認を受け、公告されたもの。
3	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	農地中間管理事業法(機構法)に基づき権利移転した農地を反映する。(計: 109,085㎡)	農業委員会の承認を経て、県から認可公告されたもの。
4	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	非農地判定を受けた農地を目標地図から除外する。 (計: 10,722㎡)	農業委員会の承認を受け、公告されたもの。
5	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	中太田吉原35-1の一部を目標地図から除外する。	当該農地は、現在農業上の利用が計られていない農振農用地区域外の農地であり、農地転用許諾が確実と見込まれるため。

## 【公開用】変更箇所一覧 (R8.4)

### 03\_太田地区

No.	更新箇所	更新の具体的な内容	地域計画の達成に支障がない事由
6	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	猪去一本木78-3を目標地図から除外する。	当該農地は、現在農業上の利用が計られていない農振農用地区域外の農地であり、農地転用許諾が確実と見込まれるため。
7	・様式第5-2号 ・別紙1	経営体（担い手）の削除（1件）	当該経営体が死亡したため削除するもの。
8	・様式第5-2号 ・別紙1	経営体（担い手）の属性を「認定農業者」から「市の基本構想水準到達者」に変更（2件）	農業経営改善計画の更新を行わなかったことによる変更。経営規模に変更がないことから、地域計画の達成に支障はない。
9	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	経営体（担い手）の追加（1件）	青年等就農計画の認定を受け、営農を開始した認定新規就農者を登載する。

### 04\_厨川地区

No.	更新箇所	更新の具体的な内容	地域計画の達成に支障がない事由
1	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	農地法3条に基づき権利移転した農地を反映する。 (計：28,400㎡)	農業委員会の承認を受け、公告されたもの。
2	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	農地中間管理事業法（機構法）に基づき権利移転した農地を反映する。(計：15,005㎡)	農業委員会の承認を経て、県から認可公告されたもの。
3	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	非農地判定を受けた農地を目標地図から除外する。 (計：7,977㎡)	農業委員会の承認を受け、公告されたもの。

### 05\_東部地区

No.	更新箇所	更新の具体的な内容	地域計画の達成に支障がない事由
1	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	農地法3条に基づき権利移転した農地を反映する。 (計：15,032㎡)	農業委員会の承認を受け、公告されたもの。
2	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	非農地判定を受けた農地を目標地図から除外する。 (計：3,944㎡)	農業委員会の承認を受け、公告されたもの。
3	・別紙1	経営体（担い手）の名称の変更（1件）	当該経営体の死亡による変更であり、後継者により経営規模は維持されていることから、地域計画の達成に支障はない。

### 06\_都南地区

No.	更新箇所	更新の具体的な内容	地域計画の達成に支障がない事由
1	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	農地法3条に基づき権利移転した農地を反映する。 (計：65,674㎡)	農業委員会の承認を受け、公告されたもの。
2	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	農地中間管理事業法（機構法）に基づき権利移転した農地を反映する。(計：830,248㎡)	農業委員会の承認を経て、県から認可公告されたもの。

## 【公開用】変更箇所一覧 (R8.4)

### 06\_都南地区

No.	更新箇所	更新の具体的な内容	地域計画の達成に支障がない事由
3	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	農地転用を行った農地を目標地図から除外する。 (計: 305㎡)	農業委員会の承認を受け、公告されたもの。
4	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	非農地判定を受けた農地を目標地図から除外する。 (計: 20,889㎡)	農業委員会の承認を受け、公告されたもの。
5	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	飯岡新田9地割148-1を目標地図から除外する。	当該農地は、現在農業上の利用が計られていない農振農用地区域外の農地であり、農地転用許諾が確実に見込まれるため。
6	・様式第5-2号 ・別紙1	経営体(担い手)の削除(5件)	当該経営体の死亡または離農による変更であり、後継者により経営規模は維持されていることから、地域計画の達成に支障はない。
7	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	経営体(担い手)の削除(1件)	重複して登録されていたため削除する。
8	・様式第5-2号 ・別紙1	経営体(担い手)の属性を「認定農業者」から「市の基本構想水準到達者」に変更(1件)	農業経営改善計画の更新を行わなかったことによる変更。経営規模に変更がないことから、地域計画の達成に支障はない。
9	・別紙1	経営体(担い手)の名称の変更(1件)	法人格及び法人代表者の変更に伴う経営体名称の変更。経営規模に変更がないことから、地域計画の達成に支障はない。
10	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	経営体(担い手)の追加(2件)	青年等就農計画の認定を受け、営農を開始した認定新規就農者2名を登録する。

### 07\_巻堀地区

No.	更新箇所	更新の具体的な内容	地域計画の達成に支障がない事由
1	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	農地法3条に基づき権利移転した農地を反映する。 (計: 21,276㎡)	農業委員会の承認を受け、公告されたもの。
2	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	農地中間管理事業法(機構法)に基づき権利移転した農地を反映する。(計: 186,420㎡)	農業委員会の承認を経て、県から認可公告されたもの。
3	・様式第5-2号 ・別紙1	経営体(担い手)の属性を「認定農業者」から「市の基本構想水準到達者」に変更(2件)	農業経営改善計画の更新を行わなかったことによる変更。経営規模に変更がないことから、地域計画の達成に支障はない。
4	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	経営体(担い手)の削除(2件)	当該経営体の死亡または離農による変更であり、後継者により経営規模は維持されていることから、地域計画の達成に支障はない。

### 08\_浜民地区

No.	更新箇所	更新の具体的な内容	地域計画の達成に支障がない事由
1	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	農地法3条に基づき権利移転した農地を反映する。 (計: 268,038㎡)	農業委員会の承認を受け、公告されたもの。

## 【公開用】変更箇所一覧（R8.4）

### 08\_浜民地区

No.	更新箇所	更新の具体的な内容	地域計画の達成に支障がない事由
2	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	農地中間管理事業法（機構法）に基づき権利移転した農地を反映する。（計：288,004㎡）	農業委員会の承認を経て、県から認可公告されたもの。
3	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	非農地判定を受けた農地を目標地図から除外する。（計：5,294㎡）	農業委員会の承認を受け、公告されたもの。
4	・様式第5-2号 ・別紙1	経営体（担い手）の属性を「認定農業者」から「市の基本構想水準到達者」に変更（1件）	農業経営改善計画の更新を行わなかったことによる変更。経営規模に変更がないことから、地域計画の達成に支障はない。
5	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	経営体（担い手）の削除（1件）	当該経営体の離農による変更であり、後継者により経営規模は維持されていることから、地域計画の達成に支障はない。

### 09\_玉山地区

No.	更新箇所	更新の具体的な内容	地域計画の達成に支障がない事由
1	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	農地法3条に基づき権利移転した農地を反映する。（計：28,945㎡）	農業委員会の承認を受け、公告されたもの。
2	・別紙1	経営体（担い手）の作目の変更（4件）	営農実態に即した変更である。
3	・別紙1	経営体（担い手）の名称の変更（1件）	経営移譲による変更であり、経営規模は維持されていることから、地域計画の達成に支障はない。

### 10\_藪川地区

No.	更新箇所	更新の具体的な内容	地域計画の達成に支障がない事由
1	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	農地法3条に基づき権利移転した農地を反映する。（計：23,049㎡）	農業委員会の承認を受け、公告されたもの。
2	・様式第5-2号 ・別紙1 ・目標地図	農地中間管理事業法（機構法）に基づき権利移転した農地を反映する。（計：114,660㎡）	農業委員会の承認を経て、県から認可公告されたもの。
3	・別紙1	経営体（担い手）の作目の変更（1件）	営農実態に即した変更である。